

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

イ 荷さばき施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

ウ 廃棄物等保管施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社戸田書店

（変更前）午前10時から午後8時30分

（変更後）午前10時から午後9時30分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）・数 9箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

（変更後）・数 7箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更する年月日

- ・2(1)に関する事項

平成25年7月16日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

- ・2(2)に関する事項

平成24年11月16日

4 変更の理由

建物配置及び施設の見直しを行うとともに、小売業を行う者の営業時間の変更によって来客者の利便性を高めるため。

5 届出年月日

平成24年11月15日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成24年11月27日から平成25年3月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

